

平成 27 年度

滝 川 市 保 育 料 負 担 区 分 表 (暫定)

(単位：円)

階層区分	定 義	保 育 料 (月 額)			
		2号認定		1号認定 (暫定)	
		保育標準時間	保育短時間		
第 1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0	0	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0
第 2	市民税非課税世帯	5,000	4,900	市民税非課税世帯	3,000
第 3	市民税所得割課税額 48,600円未満	14,500	14,200	所得割77,100円以下	16,100
第 4	市民税所得割課税額 97,000円未満	24,000	23,500		
第 5	市民税所得割課税額 169,000円未満	37,000	36,300	所得割211,200円以下	20,500
第 6	市民税所得割課税額 301,000円未満	45,000	44,200		
第 7	市民税所得割課税額 397,000円未満	45,000	44,200	所得割211,200円以上	25,700
第 8	市民税所得割課税額 397,000円以上	45,000	44,200		

階層区分	定 義	保 育 料 (月 額)			
		2号認定 (第2子)		1号認定 (第2子：暫定)	
		保育標準時間	保育短時間		
第 1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0	0	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0
第 2	市民税非課税世帯	2,500	2,450	市民税非課税世帯	1,500
第 3	市民税所得割課税額 48,600円未満	7,250	7,100	所得割77,100円以下	8,050
第 4	市民税所得割課税額 97,000円未満	12,000	11,750		
第 5	市民税所得割課税額 169,000円未満	18,500	18,150	所得割211,200円以下	10,250
第 6	市民税所得割課税額 301,000円未満	22,500	22,100		
第 7	市民税所得割課税額 397,000円未満	22,500	22,100	所得割211,200円以上	12,850
第 8	市民税所得割課税額 397,000円以上	22,500	22,100		

※第3子は無料 (但し、対象となる子どもの数の数え方は、保育所と幼稚園で異なる)